

別紙

諮問第1535号、第1547号

答 申

1 審査会の結論

別表2に掲げる本件各開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求1及び2（以下「本件各開示請求」という。）に対し、東京都知事が令和2年8月19日付け及び令和3年1月22日付けで行った別表2に掲げる本件開示決定1及び2（以下「本件各開示決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各開示請求に対し、別表2に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）について、本件各開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件各審査請求については、諮問第1535号が令和2年10月26日に、諮問第1547号が令和3年3月10日にそれぞれ審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年12月24日に実施機関から諮問第1535号に係る理由説明書を、令和3年4月13日に実施機関から諮問第1547号に係る理由説明書をそれぞれ收受し、令和4年7月22日（第230回第二部会）から同年9月16日（第231回第二部会）まで、2回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書にお

ける主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

本件各審査請求は、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 新型コロナウイルス感染症対策に係る実施機関の状況について

審査会が事務局をして確認させたところ、令和2年当時の実施機関における新型コロナウイルス感染症の対策については、感染拡大への緊急対応が求められる状況下であったことから、資料等の作成に当たり、上位者から担当者までが一か所に集まって、パソコンのモニターを見ながら意見交換を行い、合意された内容については、その場で入力する形で行われていたとのことである。

ウ 本件各開示決定の妥当性について

(ア) 本件開示決定1

審査請求人は、本件対象公文書は打合せや会議等で配布されたと見られる文書のみであり、東京アラートが発せられるに至るまでの政策形成過程を示す文書の全てではない旨主張する。これに対し実施機関は、東京アラートは、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）に記載された取組の一つであり、これに特化した検討を行ったことはなく、本件対象公文書のほかに公文書は存在しないと説明する。

審査会が見分したところ、東京アラートは、ロードマップにおいて都民に警戒の呼び掛けを行うことの呼称であることが認められた。また、上記イのとおり、政策形成過程を即座に反映して作成されたものが本件対象公文書であることから、東京アラートに特化した検討はされておらず、本件対象公文書のほかに本件開示請求1に該当する公文書は存在しないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないため、本件開示決定1は妥当である。

(イ) 本件開示決定2

審査請求人は、本件対象公文書は記者会見で掲げたパネル等だけであり、発案者や発案内容等、庁内の議論及び専門家を交えた議論や策定過程が分かる文書の全てではない旨主張する。これに対し実施機関は、「5つの小とこころづかい」は、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大が危惧される局面において、感染防止対策の一層の徹底を図るために作成・公表したものであり、担当局長、担当副知事、知事に内容の説明、確認を行った上で決定していると説明する。

審査会が事務局をして確認させたところ、本件対象公文書の内容は、既に感染対策の共通認識となっているもので、実施機関が繰り返し呼び掛けているものの一つであり、新たに策定したものではなく、カルタ状の部分で使用された絵柄も既存のものを再利用して実施機関の職員が作成したものであることが認められた。また、上記イのとおり、図案の検討内容を即座に反映させて作成されたものが本件対象公文書であり、本件対象公文書のほかに本件開示請求2に該当する公文書は存在しないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、本件開示決定2は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子

別表1 本件各開示請求

1	「東京アラート」策定にかかる庁内及び外部専門家との一切の面談、打ち合わせ記録、議事録等の一切の書面および電磁的記録
2	令和2年11月19日に知事が発表した「5つの小とこころづかい」について、発案者と発案内容及び発表内容の決定までの庁内及び専門家を交えた議論や策定作業の内容や過程がわかる一切の文書または電磁的記録。

別表2 本件各開示決定

本件開示決定	本件対象公文書
1	1 会議等議事要旨記録票及びロードマップの概要構成案についての総務局長説明資料 (5/13)
	2 会議等議事要旨記録票及び新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップについての総務局長説明資料 (5/14)
	3 会議等議事要旨記録票及びロードマップ構成案についての知事説明資料 (5/14)
	4 会議等議事要旨記録票及び新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップについての知事説明資料 (5/15)
	5 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップについて (骨格) (5/15)
	6 令和2年5月22日付2総防管第814号「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」及び「東京都感染拡大防止ガイドライン」の策定について
	7 会議等議事要旨記録票及び「各フェーズにおける要請の内容」についての総務局長説明資料 (5/17)
	8 会議等議事要旨記録票及び「各フェーズにおける要請の内容」についての総務局長説明資料 (5/18)
	9 会議等議事要旨記録票及び新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ策定に向けた副知事説明資料 (5/18)
	10 会議等議事要旨記録票及び新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ策定に向けた総務局長説明資料 (5/19)
	11 会議等議事要旨記録票及び新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ策定に向けた副知事説明資料 (5/19)
	12 会議等議事要旨記録票及び上記6 総務局長説明資料 (5/20)
	13 会議等議事要旨記録票及び上記6の副知事説明資料 (5/20)
	14 会議等議事要旨記録票及び上記6の知事説明資料 (5/20)
	15 東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について (令和2年5月21日開催)
2	1 局長説明等議事要旨記録票及び「5つの小+こころづかい」についての総務局長説明資料
	2 局長説明等議事要旨記録票及び「5つの小+こころづかい」についての副知事説明資料
	3 局長説明等議事要旨記録票及び「5つの小+こころづかい」についての知事説明資料